

# 令和7年4月1日から 保管場所標章が**廃止**されます。

4月1日からは・・

- ・保管場所標章交付手数料（500円）が不要
  - ・保管場所標章交付申請書の提出が不要
- ※旧様式の申請書（標章番号欄があるもの）は当分の間使用することができます。



オンラインによる自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）をご利用いただきますと、警察署、運輸支局、県税事務所の窓口を訪れることなく、手続を行うことができます。ぜひご活用ください。